

# 湧別町地域防災計画の修正（案）の概要について

## 1 湧別町地域防災計画について

「湧別町地域防災計画」は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、湧別町防災会議（会長：湧別町長）が作成するもの。

## 2 計画修正の趣旨

今回修正する内容は、全国各地で災害が多発している状況等を踏まえ、国において防災に関連する法律の改正が行われ、これに伴って「北海道地域防災計画」の一部修正が行われたことから、北海道の計画内容に準じて本町の計画について見直しを行うものです。

## 3 主な修正の概要

### 【第1章 総則】

- ・防災関係機関等の処理すべき事務及び業務の大綱の表に湧別町社会福祉協議会を追加（第2節）

### 【第2章 防災組織】

- ・ボランティアの受入れの関係機関を社会福祉協議会へ修正（第3節）
- ・ボランティア活動の環境整備を努めることを追記（第3節）

### 【第3章 災害情報通信計画】

- ・特別警報・警報・注意報発表基準の修正（第1節）
- ・地震動警報及び地震動予報内容の修正（第1節）
- ・津波予報発表内容の修正（第1節）
- ・地震情報の種類と内容の修正（第1節）
- ・関係機関連絡先一覧「別表2」に湧別町社会福祉協議会を追記（第1節）

## 【第4章 災害予防計画】

- ・食料等の確保における備蓄数について概ねの日数を追記（第8節）
- ・個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者の避難支援を追記（第11節）
- ・福祉避難所における医療ケアを必要とする者への医療機器の電源確保等の必要な配慮を追記（第11節）
- ・社会福祉施設の病院や要配慮者に関わる重要施設の事業継続が可能となるよう非常用電源の確保を努めることを追記（第11節）

## 【第5章 災害応急対策計画】

- ・避難指示等の基準の修正（第4節）
- ・学校の統廃合による指定緊急避難場所・津波避難所・洪水避難所の修正（第4節）
- ・上湧別福祉会と湧別福祉会の統合による福祉避難所の運営法人名の修正（第4節）
- ・旅館・ホテル等を実質的に指定福祉避難所として開設するよう努めることを追記（第4節）
- ・避難者に対して、可能であれば、親戚や友人の家等への避難を促すことを追記（第4節）
- ・町長が避難所を開設するにあたり、あらかじめ施設の安全性を確認することを追記（第4節）
- ・感染症対策のため、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、避難所運営等に努めることを追記（第4節）
- ・避難所の収容人数を超過しないよう、平時からホームページや防災メール等で情報発信手段について検討することを追記（第4節）
- ・指定避難所における性暴力・DVの発生防止のためトイレ・更衣室・入浴施設の設置場所の配慮や注意喚起のポスターの掲載など警察・病院・女性支援団体と連携のもと、女性や子供等の安全に配慮するよう努めることを追記（第4節）
- ・避難所へ避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れることを追記（第4節）
- ・学校の統廃合による応急救護施設の修正（第8節）
- ・ごみ処理施設の名称・所在地・処理方法の修正（第10節）
- ・墓地の所在地の修正及び湧別町合同墓の追記（第11節）
- ・応急仮設住宅の入居対象者の要件を簡略化（第19節）
- ・家庭動物の同行避難についてあらかじめ町は家庭動物の種に応じた同行避難の可否を調整し、災害時には家庭動物同行避難所の開設情報を広報することを追記（第20節）